



神奈川県柔道整復師協同組合

[定款・施行細則]

令和 4 年度

目次

| | |
|--------------------|----|
| 1. 目次 | 1 |
| 2. 定款 | 2 |
| 3. 支部規定 | 18 |
| 4. 備品貸出規定 | 20 |
| 5. 備品貸出許可申請書 | 21 |

神奈川県柔道整復師協同組合

一定 款 一

第1章 総 則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、神奈川県柔道整復師協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、神奈川県区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は事務所を横浜市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示する。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(組合員の資格)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に要する機具及び資材の共同購買
- (2) 組合員の事業に関する保険の支払代行
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借入
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模事業者とする。

- (1) 柔道整復業を営む事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等が不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱会者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度して持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

- 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(組合員の名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその支払年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合において、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができ

ない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあった場合、名称及び代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用している従業員の数が100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 組合員は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までにその組合員に対してその旨の通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2項から第4項までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、延滞金その他、本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限を到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算出に当たっては、1,000円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び相談役並び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事7人以上9人以内
- (2) 監事1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後において開催された第2回目の通常総代会終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は就任後において開催された第2回目の通常総代会終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 補欠（定数の増加の伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により前条に定められた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事について1人、監事については1人を超えることはできない。

(理事長、副理事長及び専務理事の専任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人又は2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

- 2 理事長は代表理事とし、本組合の業務を執行する。
- 3 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする

- 権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 4 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
 - 5 本組合は、理事長その他代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
 - 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
 - 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
 - 8 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
 - 9 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
 - 10 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

- 第28条 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第29条 理事及び監事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第30条 役員は、総代会において選挙する。
- 2 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総代会に図り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第31条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(顧問及び相談役)

第32条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は組合に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第33条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第34条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会、委員会及び支部

(総代会)

第35条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第36条 総代の定数は、組合員10人に1人とする。

(総代の任期)

第37条 総代の任期は、2年とする。

- 2 第25条第2項(役員任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第38条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の召集)

第39条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総代会は、必要があるときは何時でも理事会の議決を経て、理事長が召集する。

(総代会召集の手續)

第40条 総代会の召集は、会日の10日前まで到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の召集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供する物とする。

2 前項の書面をもってする総代会召集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会召集通知は、通常到着すべきであったときに到着したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会召集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会召集通知の発出は」とあるのは、「総代会召集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは、「住所（電子メールアドレスも含む）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法については、必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは召集の手續を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の召集請求)

第41条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の召集を請求しようとする

る総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- 2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第42条 総代は、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって決議権又は選挙権を行使することができる。この場合、他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。
- 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総代会の議事)

第43条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その決議権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決する。

(総代会の議長)

第44条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席し総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第45条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同上第7項の規定により招集の手続を経ることなく総代会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）について議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第46条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残額の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付の残額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第47条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 召集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所（総代会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総代会の場所を定めなかった場合に限る。）
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 総代の数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の製作に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集)

第48条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集の手続)

第49条 総理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通

知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第50条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第51条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第52条 理事会においては、理事長が議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付すものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並び出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議決事項に特別利害関係を有する理事の氏名

- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
 - (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他法の定めにより必要な場合に記載を要する事項
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第53条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

（総会の招集）

第54条 総会は、前条に掲げた事項を議決するのに必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第55条 総会については、第40条（総代会招集の手続）、第42条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）、第44条（総代会の議長）、第45条（緊急議案）、及び第47条（総代会の議事録）の規定を準用する。

この場合において第42条第1項中「他の組合員」とあるのは、「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第56条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(支部)

第57条 本組合は、地域ごとの組合員を持って構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第58条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員に該当しないものとする。

2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員となることはできない。

3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第59条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第60条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第62条及び第63条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第61条 本組合は、出資金減資差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第62条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失にてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える場合については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第63条 本組合は、第7条第4項の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第64条 本組合は損失をてん補し、第61条の規定による利益準備金、第63条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第65条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第66条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第67条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

平成 8年 4月 1日 施行

平成20年 5月22日 改定

平成27年 4月16日 改定

令和 4年 5月26日 改定

神奈川県柔道整復師協同組合支部規定

(目的)

第1条 本組合事業活動の周知及び、組合支部活動の推進を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 第1条の目的を達成する為に、下記の支部を置く。

| 支部の名称 | 市町村区分 |
|-------|--|
| 川崎南支部 | 川崎市川崎区 |
| 川崎北支部 | 川崎市幸区、中原区、高津区、多摩区、麻生区、宮前区 |
| 横浜北支部 | 横浜市鶴見区、神奈川区 |
| 横浜西支部 | 横浜市港北区、都筑区、緑区、青葉区 |
| 横浜中支部 | 横浜市中区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、戸塚区、泉区、栄区 |
| 横浜南支部 | 横浜市南区、磯子区、港南区、金沢区 |
| 湘南支部 | 藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町 |
| 横須賀支部 | 横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| 平塚市部 | 平塚市、伊勢原市、厚木市、秦野市、大磯町、二宮町、愛川町、清川村 |
| 相模支部 | 相模原市 |
| 大和支部 | 座間市、海老名市、大和市、綾瀬市 |
| 小田原市部 | 小田原市、南足柄市、開成町、松田市、中井町、大井町、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町 |

(事業)

第3条 本組合定款第7条の事業（共同購買、支払代行、金融斡旋、教育情報、福利厚生）への協力を要請する。

(役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長（支部総代長）
- (2) 経理担当総代（支部長が兼務出来る）
- (3) 総代（若干名）

但し、総代数は支部組合員10名に1名及び端数に1名の数。

(職務)

第5条 支部役員の職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表して協同組合支部運営を統括する。
- (2) 経理担当総代は、支部活動費等の経理全般を管理する。
- (3) 総代は、支部長を補佐して協同組合支部運営に協力する。

(任期)

第6条 支部役員の任期は2年とし、再選を妨げない。任期満了後も後任が決定するまでは、その任務を遂行する。

(会議)

第7条 第1条の目的を実行する為に必要に応じて支部役員会議を開催できる。

- (1) 支部役員会は、支部長が必要に応じて支部総代を招集し、支部運営及び事業活動について審議する。

(経費)

第8条 経費は、通常総代会で承認された一般会計予算の範囲内で支弁する。

2 事業年度終了後、事業報告書及び収支報告書を理事会に提出すること。

(附則)

第9条 本規定になき必要事項については、その都度理事会に諮り議決し処理することとする。

(施行期日)

平成25年5月23日より実施する。

備品貸出規定

- 第1条 この規定は、神奈川県柔道整復師協同組合所有の備品を、組合員に対して無料貸出しすることに必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 貸出しする備品は、レサシアン（CPR用人形）、AED訓練器、プロジェクターとする。
- 第3条 備品貸出しの対象は、組合員が主催又は開催する事業で、営利を目的としないものとする。
- 第4条 備品の貸出しを受けようとする組合員（以下「申請者」）は、備品使用許可申請書を理事長に提出しなければならない。
- 第5条 申請書の提出があった場合は、理事会（ML含）にて審議し、適当と認められたときは、申請者に備品の貸出を許可する。
- 第6条 前条の規定により貸出許可を受けた組合員（以下「使用者」）は、貸出備品に破損等が生じないよう最良の注意をもって管理するものとし、破損が生じたときは直ちにその状況を理事長に報告しなければならない。
- 2 貸出備品は、目的以外に使用してはならない。
 - 3 使用者の責に帰すべき理由により貸出備品に破損等が生じたときは、申請者は破損を賠償しなければならない。
 - 4 貸出備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。
- 第7条 理事長は、使用者が貸出備品を使用目的以外に使用したときは、許可を取り消し、貸出備品を返却させることができる。
- 第8条 使用者は、貸出備品を返却日に必ず返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により返却日を変更する時は理事長の許可を受けなければならない。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事合議にて定める。

附 則

この規程は、平成25年5月23日から施行する。

備品貸出許可申請書

神奈川県柔道整復師協同組合
理事長 内藤 晴義 様

令和____年____月____日

使用団体名_____

申請者_____

利用者_____

◎備品名（必要なものを○印をして下さい。）

| 貸与希望備品名 | 必要箇所に○ | 必要個数を入れてください。 |
|---------------|--------|---------------|
| 1. レサシアン | | 3体まで () 体 |
| 2. AED 訓練機 | | 1 個 |
| 3. プロジェクター | | 1 セット *注1 |
| 4. 簡易 CPR 訓練機 | | 20 個まで () 個 |
| 5. その他 () | | () 個 |

*注1（レーザーポインタとリモコンを含む）

◎使用日 令和____年____月____日（貸出希望日____月____日）

◎使用目的 _____

◎使用場所 会館内・会館外_____

事務記載欄

貸出日 令和____年____月____日

返却予定日 令和____年____月____日

返却時受取人氏名 _____

返却日 令和____年____月____日

令和4年7月28日

発行人 神奈川県柔道整復師協同組合
理事長 内藤 晴義
〒240-0004
横浜市保土ヶ谷区岩間町 1-11-21
TEL.045-489-9562
FAX.045-489-9564

編集人 広報担当理事 田代 優樹

印刷所 (有)新海商事
TEL/FAX.047-316-1005



神奈川県柔道整復師協同組合

〒240-0004 横浜市保土ヶ谷区岩間町1丁目11番21号

TEL : 045-489-9562 FAX : 045-489-9564

E-mail : kjs-union@kjs-union.com URL : <http://www.kjs-union.com>